

## 平成 29 年度 第 2 回伊丹市手話言語条例制定委員会 議事録

日時 平成 29 年 8 月 9 日 (水) 10 : 00 ~

場所 アイ愛センター カルチャールーム 1

出席者 原委員、末吉委員、北村委員、渥美委員、江木委員、中井委員、酒井委員  
事務局・・・学校指導課 嶋本、子育て支援課 友澤、健康政策室 屋葺、地域福祉室長 井  
手口、発達支援センター 梅本、障害福祉課長 橋本、障害福祉課 妹尾、本郷、手話通  
訳障害福祉課 吉田、木崎、派遣通訳者 矢野

### 1.開会

事務局より伊丹出身で、デフリンピックに出場した三枝選手が 4 × 1 0 0 M リレーで金メダルを獲得し、市長の表敬訪問のため来庁されたと報告あり。デフリンピックとパラリンピックの違いなどについて少しディスカッションした。その後、前回の制定委員会の内容について欠席者や代理出席者がいることから概要説明あり。

そこで D 委員より

- ・ 条例の予算に対する質問
- ・ 手話に関する教室の計画の担当はどこになるのか
- ・ 条例制定後の条例の評価をする仕組みについて

以上 3 点の質問があった。

### 事務局より

予算折衝の流れの説明、条例が制定されていないので今年の予算は目覚ましく予算が付くとは言えないが今後条例制定されれば議会でも認められた条例であると根拠が付くので折衝の部分が比較的スムーズになる。

制定委員会で条例文に関する検討が済んだら、この条例制定後の手話言語の理解・普及など効果的な取り組みについて、例えば、手話教室に講師を派遣するための費用を助成する事業等、講座の内容など委員の皆さんの意見を聞きたいと考えている。

出来れば制定記念講演会を開きたい。そこには、手話を知らない一般の市民に参加を募り聴覚障害者の事を知ってもらうきっかけにしたい。その話もこの委員会でしたいと思っている。アイデアを考えておいてほしい。

**D 委員**：制定委員会の中身はもちろん、条例制定後条例が絵に描いた餅にならないように評価する機関を設けて訂正や見直し等意見が出た時にはこの委員会が再結成されるのか、又は違う評価の為の仕組みを作るのか……。とにかく現場の意見が反映できる仕組みを設けて今後につなげて欲しいと願っている。

**事務局**：評価の仕組みは大事だと考えている。これからの方法等を思案中である。

**議長**：条例検証システム構築についてまで盛り込めるかどうかは不明だが制定委員会で話し合った内容について、キッチリと実施してもらいたい。

## 2.伊丹市言語条例の条例案検討

**議長**：前文の検討。パワーポイントに投影されるのでそれを参考に議論する。

発言の前は名前を言ってから発言するようにと呼びかけ。

前文に関しては他の都道府県、市町村が作成しているのと比較した。ポイントとして共通の部分が多かったが、言葉が少し違っている程度。

まず前文を5分割しているので5－1を黙読。黙読後議長読上げ。

文言について問う。特に意見がなく先に進む。

今後議論が進んで、見直して欲しい等の考えが変わればその時に遠慮なく発言するよう説明あり。今5－1を読上げたが句読点の位置がおかしいと感じた。

2行目の「知識を蓄え文化を……」の蓄えの後に読点を入れてもいいと思う。

今のところ他に意見が内容なので次の5－2を黙読。しばらくして読上げ。

意見を問う。

**E 委員**：5－2の中でカタカナである「アイデンティティー」とあるが日本語ではどのような意味になるのか？

**A 委員**：同じく「アイデンティティー」という言葉に引っかかる。もっとわかりやすくできないか。

**議長**：他の自治体の条例を確認すると。大阪市では「アイデンティティー」を使用している。他の委員はどう思うか？

**D 委員**：前回配布された資料の中の韓国手話言語条例の中でアイデンティティーを使用しているが注釈がついている。ろう者にも言葉を知ってもらうという目的があるならあえて使用して注釈をつけるという方法はどうか。

**議長**：「アイデンティティー」という言葉を難しいから辞めて他の言い方に変える。という意見と新しい言葉を知ってもらうために載せることは大事。という二つの意見が出た。

「アイデンティティー」を辞書で引くと自我同一性と載っていた。その言葉も難しい。自分が何者なのか、また何を大事に考えているのかという捉え方が最近浸透してきて以来日

本語としての自我同一性よりも「アイデンティティー」と使われる機会が増えてきた。聴覚障害者の中でも、コミュニケーション手段として手話を使用するのか、口話なのか、また補聴器をつけているか、つけていない等色々ある。聞こえない自分をろう者としてなのか、難聴者としてなのかという時にも「アイデンティティー」という言葉を使用する。もし「アイデンティティー」を使用しない場合どのような表現になるのか？「ろう者にとって手話は大切なコミュニケーション手段であり……」になる？他にも言い回しはあるかもしれないが「アイデンティティー」以外の言葉を使用するのか、またインパクトのある「アイデンティティー」を使用するのか？

**E 委員**：前文を読み解釈した時に「手話は大切な言語である」と思っていたが他に意味合いがあるのかと思い質問をした。

**D 委員**：前文を読んだ時にすぐに思い出したのが、A 委員が 20 年ほど前に手話サークルに来た時に「僕は手話を使うろう者です」と宣言をした。彼は 20 歳近くまで口話の世界で生きていたが、手話と出会って自分のアイデンティティーが芽生えたと思う。その時の宣言が忘れられない。その時の思いと共通するものと思った。

**議長**：「アイデンティティー」を「言語」という言葉に置き換えてしまうほど安易ではなくインパクトを必要としているという事。

**D 委員**：その通り。「言語」と一言では表現しつくせない。

**議長**：他の委員は？

**B 委員**：自分たち聞こえない者の中にも、ろう者、難聴者、中途失聴者など「アイデンティティー」はあるが、これは人から決められるものではない。自分は中途失聴者であるが補聴器は全く役に立たない。中途失聴なので話すことはできるがまったく聞こえないので自分はろう者という「アイデンティティー」を持っている。だからこの「手話は大切なアイデンティティー」という文に納得できる。受け止め方の幅は広いと思う。

**議長**：「アイデンティティー」は大切な言葉という発言。受け止め方は難しいが重要な言葉である事。

難しいのではと発言した E 委員、A 委員どうか？

**A 委員**：初めに見た時はカタカナで難しいと感じた。「手話は大切な言語である」という他の委員の意見を聞いて納得した。

**E 委員**：この条例を見た時にこの場にいない色々な人が、ここでこのような議論をしたということが伝われば良いと思う。ここにいる委員の思いを受け止めてくれたらありがたい。

**議長**：「アイデンティティ」は大切だと認識できると思う。

アイデンティティの最後の「ー」は必要ない。辞書になかった。なので「アイデンティティ」で載せたい。

「アイデンティティ」とは自分が何者なのかを表す時に使用する。例えば、両親がアメリカ人、日本人の間に生まれた場合、自分は「アイデンティティ」をどちらに持つのかという時に使用する。そこを考えると「手話はアイデンティティ」本当の意味で言うと「アイデンティティ」は手話だけではないので少し違和感を感じる。そこをどのように考えるかが難しいポイント。「ろう者として手話を使用して生活をしている」ということにマッチしている。という意味合いになる。この部分は注釈を付けてはどうか。そして色々な場所でこの思いを発信していくことが大事になる。このまま「アイデンティティ」の「ー」を省いて使用するで意見はあるか？

**D 委員**：読点を入れたいところが2か所ある。

という発言より、やり取りは多少あったが議長の文章を書くときに付けたり外したりして一番時間がかかる作業である事、また読点より大事な内容を議論したいという発言で読点については後回しになった。

**E 委員**：こころふれ合うと「こころ」がひらがなになっているが意味があるのか？

**事務局**：「こころ」は漢字より柔らかいイメージになると思いつけたと説明あり。

**D 委員**：柔らかいイメージは分かるがろう者が見た時に「心」と漢字の方が意味を取りやすいのではないかな。

**A 委員**：「心」漢字がいい。逆に「ふれあう」をひらがなにしたらどうか。

**B 委員**：何も感じなかった。

**C 委員**：漢字かひらがなにするのかの議論最中に言い出しにくい。「心ふれあう優しい社会」はいらなと感じた。十分な情報保障を得られる社会がストレートな表現になっている。前文に“やさしみ”を入れる必要があるか？

**議長**：大事な意見だと思う。

優しい社会と表現を前文に入れる事に対してA委員、B委員、意見あるか？

**A委員**：難しい。なぜ省くのか、省くことに意味はある？

**C委員**：必要かどうかと考えた時に前文に「心ふれあう優しい社会」が必要かどうか。ろう者の立場でどう考えるか？

**議長**：少し情報提供。「心ふれあう優しい社会」は確かに柔らかい表現である。他の101の自治体の案を見た時もこのような表現は珍しい。それに代わる表現を使用しているところは「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している」「相互に人格と個性を尊重する事が出来る豊かな共生社会を実現する」等よく似ている。少し硬めの表現。「共生社会」「お互い理解し合える社会を目指している。」他の自治体は別として、伊丹市らしい条例を作りたいといふことなのでこの優しい表現が伊丹らしくなるのだとしたら入れたらいいと思う。

**D委員**：自分は両親がろう者だった。情報保障だけの問題ではない。人と人のふれあいを、手話を通して行うことによって深まっていくもの。(手話) 心／共生／共に生きる。共生することが大事。心のふれあい、一緒に生きるという部分が必要。それを「心ふれあう優しい社会」と表現したと思う。しかし手話で表現すると、(手話) ふれあう／優しい／となると「優しい」だけの表現になる。それだけでは与えられているというイメージが強い。「心ふれあって共に生きる」くらいの方がいいように感じる。

**E委員**：意見をきいていて。人と人がいることは社会の中では一人ではない、共に歩んでいこうという意味だと思う。だからこのような表現は残してほしい。手話表現の事は分からないので「優しい」という表現がわからないが、表現する時に共に生きるという言葉があった方がいいのならその言葉を加えたらいいと思う。

**A委員**：(手話) お互い／共に／生きる／優しい／社会／というのはどうか。

**B委員**：(手話) 共に／生きる／優しい／社会

**議長**：D委員から優しいという手話表現に対して違和感があるとの意見があったがどうか？

**D委員**：言葉よりも手話表現で「優しい」と表すことに違和感がある。ろう者に伝える時

「優しい」と表す事に違和感を感じる。ろう者としてどう感じるか？  
どうしても優しいと聞こえたらそのまま手話で表現してしまう。

**C 委員**：「ろう者は手話で日常的にコミュニケーションを図ること。十分な…」とかいてある。そこには日常的につらいこと、楽しいことがコミュニケーションを取れる状態だと想像した。そこに十分な情報保障が得られたらそれが優しい社会だと思った。だからあえて優しい社会と書く必要があるかと思った。しかし **D 委員** の意見で、情報保障だけの問題ではなくハート（気持ち）も大事だと理解した。「優しい」という言葉を使用すれば通訳者は「優しい」と表現してしまうので「共生社会」などにはどうか。

**議長**：「こころふれ合う優しい社会」→「心ふれあう共生社会」に変更しますか？

文章的な事だが「ろう者は手話で日常的なコミュニケーションを図ること」「十分な情報保障によって」ここを「情報保障を得る事によって」にしたらどうか。二つの大事なこととした方がいいと思う。

**休憩**

議論再開

**議長**：休憩中に大切な意見があった。D 委員から説明を。

**D 委員**：休憩中に第1回の議事録や議事録公開の話になった。議事録はきちんと作成しているとのことだが、もし議事録を公開しても文章を読むだけでは、制定委員会の議論の雰囲気伝わらない、ろう者にこの雰囲気を見て欲しい。傍聴できるならろう者に傍聴してもらいそして条例制定後のモチベーションにつなげたい。ろう者の事を考えてきっちり作られた条例であると理解してもらいたい。

**議長**：準備する事務局は大変だろうと思うが、とてもいい意見だと思う。傍聴者は発言できないが、あとで委員に意見を伝えるということはできる。前向きな検討をお願いしたい。

次に進める。前文 5 - 3 黙読。

議長読上げ。これに関して意見を問う。

**C 委員**：3行目の「ろう者の事を理解する機会…」「知る機会でもいいかと思う。」理解するということまでろう者と関係を持っている人は少なく、まずは知ることが少なかった

たと思った。

**議長**：今の意見について意見はあるか？  
手話では、「理解する」「知る」表現的には…。

**A 委員**：「知る」と表現を変えた方がいいと思う。  
そしてほかの部分での意見で「手話が言語として位置づけられなかった。」を「位置づけられてこなかった。」に変えたらどうか？

**議長**：まず C 委員から「理解する」より「知る」の方がいいと意見があった。A 委員も「知る」の方がいいとの意見でした。「知る」に変えますか？

**D 委員**：手話表現は「知る」「理解」よく似ている。しかし、ろう者の事を「あの人は聞こえない」と知っていることで終わってしまう。「聞こえない」人の生活や不便さ、手話は言語であるということは知らないということになる。その言葉はこだわりたい。自分の両親はよく「聞こえない人」と指をさされた。聞こえないと知っていても聞こえないということの実態を知らないから指をさされたと思う。「聞こえない」ということは知っている。「知っていること」と「理解すること」は全く違う。「理解」にしたい。

**C 委員**：「知る」ということはいろいろな意味が含まれている。「理解する」ということの以前にろう者の事を「知る」機会がなかった。どのように話したらいいか難しいが聞こえないということを知っていても聞こえない人の生活が不便、手話を使って会話をすることは知っていても理解するところまでは知らない。だから理解よりは「知る」機会がなかった。見た目だけではないと思った。

**議長**：D 委員、C 委員の考えは同じだと思う。表現の仕方をどうするかの問題。論文や本を書いたりする時は…。判断が難しいが理解と用いることが多い。

**F 委員**：「知る」という言葉を書き言葉で表現したら「理解」となると認識していた。C 委員の知ること、理解することの指摘でなるほどと感じたが、今回は条例の前文ということもあるので理解する方があっていると思う。

**議長**：二人の考えは同じだと思う。F 委員からもあったように条例の前文でもあるので「理解」を用いてよろしいか？  
次に 5 - 4 を黙読。

この文章は非常に長い。

冒頭の「障害者の権利に関する条約」→「障害者権利条約」で良いと思う。

この部分が短くなったので後はこのままでもいいかと思う。

次 5 - 5 を黙読

**A 委員**：「住み続けたいまち」という文章は市長が言っている文章に似ていると感じた。だから条例には合っていると思う。

**議長**：「誰もが安心して暮らせ、住み続けたいまち」は読点を省いてつなげてはどうかと思うが……。市長が言っているなら読点を含んで「まち」もひらがなで表現でいいか？

これで本日の議題を終了したい。

次回までに

1・「ろう者」という表現について意見を考えて欲しい。

「ろう者及び手話を必要とするすべての人」と表現している条例もある。

【「ろう者」にアイデンティティを持ち手話を使用して生活する人】が対象になっているがそれでいいか。

「ろう者」というと18歳以上の人を連想するが「ろう児」はどうしたらいいか？

例えば「ろう者」・・・聴覚障害者であって手話を使い日常生活を営む者を言う。以下同じ。  
という文章をろう者の後に付けているのもあった。

2・附則として条例制定後の見直しを行うという文章をつけるかどうか。

例えば3年ごとに見直しを行うなどという文章を付ける等。

次回 第3回伊丹市手話言語条例制定委員会 9月13日 10:00～  
アイ愛センター 集会研修室